

事業所による地域への支援協力を 大規模災害時における 事業所と地域との支援協力体制

地震や台風などの大規模な災害時に大きな効力を発揮するのが、事業所が所有している様々な資器材や敷地、人的協力などです。現在、市内では「防災安心まちづくり運動」を通じて、地域ぐるみで様々な防災に関する取り組みを行っていただいておりますが、その中で、**事業所と地域との双方合意による地域への災害時の支援協力に関する覚書の締結や、事業所と地域の合同訓練といった取り組み**なども行われております。

地域の防災力の向上には事業所の皆さまのご協力が不可欠です。事業主の方々に地域貢献について何かお考えでしたら、特に新たに資器材等を準備する必要はありませんので、現在所有されている資器材や敷地などで地域にご協力できることがあれば、是非、大規模災害時における地域への支援協力について、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

【支援事例】



水害時に立体駐車場を一時的な避難場所として提供



震災時の救出器材としてジャッキ、バールを提供



避難場所での給食用コンロとして七輪、炭を提供



震災時の救出機材としてフォークリフトを提供

「地域防災協力事業所表示制度」について



寸法: 縦26.4cm×横18.6cm (JIS-B5サイズ程度)

災害時の地域への支援協力についての覚書などを書面により地域と締結していただいた事業主の皆さまに対しまして、地域の防災に関して地域貢献をしていることを示す地域防災協力事業所表示証を交付しています。

表示証の交付については、各事業主の皆さまから管轄の消防署長へ申請していただく手続きが必要となりますので、管轄の消防署総務課までご相談ください。

※マークは地域で結成されている自主防災組織のヘルメットや旗などに入っているもので、大規模な災害が発生したときには地域で協力しあって「自分達のまちは、自分達で守る」という意味で昭和56年から名古屋市で使用している伝統のあるマークです。

覚書等の締結や表示証申請の流れについて（基本パターン）

1 地域への支援内容の検討

地域への防災に関する支援協力内容をご検討いただき、管轄の消防署へご相談ください。

- ☆ 駐車場などを一時的な避難場所や集合場所として提供
- ☆ 飲料水・炭・生活用品などの提供
- ☆ ジャッキ、バールなどを救助用資器材として提供

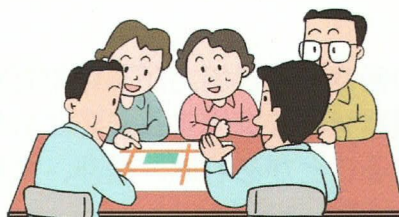
ご相談



管轄の消防署総務課

2 地域と覚書の締結

管轄の消防署の仲介により、各小学校区単位で構成されている防災安心まちづくり委員会の委員長さんや地元の自主防災会の会長さんと地域への支援内容について検討、合意のうえ、覚書等を締結。



合意



3 地域防災協力事業所表示証の交付申請

地域への防災に関する支援協力について地域と書面により覚書等を締結していただいた事業主の方は、地域防災協力事業所表示証の交付を受けることができます。交付を希望される場合は、申請書と覚書等の写しを管轄の消防署総務課までご提出していただきます。

交付申請書

覚書写

申請



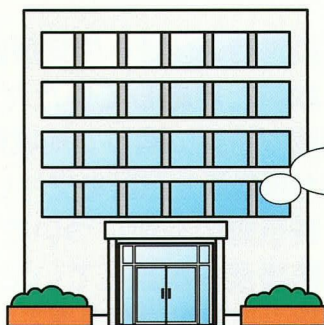
管轄の消防署総務課

4 表示証の交付

申請が審査され受理されたら、管轄の消防署から表示証が交付されます。



交付



ぜひ、事業所の玄関など、見やすい位置に置いてください。

お問い合わせは、名古屋市内の各消防署へお願いします。

千種消防署	TEL.764-0119	昭和消防署	TEL.841-0119	守山消防署	TEL.791-0119
東消防署	TEL.935-0119	瑞穂消防署	TEL.852-0119	緑消防署	TEL.896-0119
北消防署	TEL.981-0119	熱田消防署	TEL.671-0119	名東消防署	TEL.703-0119
西消防署	TEL.521-0119	中川消防署	TEL.363-0119	天白消防署	TEL.801-0119
中村消防署	TEL.481-0119	港消防署	TEL.661-0119		
中消防署	TEL.231-0119	南消防署	TEL.825-0119		